

県外の
医療機関などで

妊婦健診・産婦健診・1か月児健診・新生児聴覚検査 を受けた時の手続きについて



『妊婦健康診査受診票（助成券）』『産婦健康診査受診票（助成券）』『1か月児健康診査票兼助成券』『新生児聴覚検査受診票（助成券）』は、県外の医療機関では使用できません。

そのため、里帰りなどで県外の医療機関で受診した場合は、『妊婦健診』『産婦健診』『1か月児健診』『新生児聴覚検査』の費用を一度全額自己負担していただき、後日申請手続きを行うことで、健診費用、検査費用の全額または一部が助成されます。

下記を確認し、申請期限内に手続きをしましょう

| | 妊婦健診 | 産婦健診 | 1か月児健康診査 | 新生児聴覚検査 |
|-----------|--|---|--|---|
| 助成対象 | 健診日に東松島市に住所のある『妊婦』 | 健診日に東松島市に住所のある『産婦』 | 健診日・検査日に東松島市に住所のある『赤ちゃん』 | |
| 申請期限 | 出産日から6か月以内 | 最終産婦健診から6か月以内 | 健診を受けた日から6か月以内 | 検査を受けた日から6か月以内 |
| 手続きに必要なもの | ①妊婦一般健康診査助成申請書 ②未使用の『妊婦健康診査受診票（助成券）』 ※上記、受診票(助成券)の「診査医記入欄」に医師の記入が必要です | ①産婦健康診査助成申請書 ②未使用の『産婦健康診査受診票（助成券）』 ※上記、受診票(助成券)の「実施機関記入欄」に医師の記入が必要です | ①1か月児健康診査助成申請書 ②未使用の『1か月児健康診査受診票兼助成券』 ※上記、受診票兼助成券の「診察医記入欄」に医師の記入が必要です | ①新生児聴覚検査費用助成申請書 ②未使用の『新生児聴覚検査受診票（助成券）』 ※上記、受診票(助成券)の「実施医療機関記入欄」に医師の記入が必要です |
| | <共通> ③母子健康手帳（妊娠中の経過、出産時の状況、出産後の母体の経過、1か月児健康診査結果、聴覚検査結果） ④振込先金融機関名、口座番号、口座名義人のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど） ⑤領収書（氏名、健診・検査費用、健診日・検査日、医療機関名が記載されたもの）、ある場合は診療明細書 | | | |
| 助成額上限 | 初回 25,790円 2～10回目 6,500円 11～14回目 8,500円 | 産後2週間頃、産後1か月頃 ともに 5,000円 | 6,000円 | 初回検査、確認検査 ともに 8,000円 ※確認検査については、初回検査において『リファ（要再検）』となった方が対象です。 |
| 助成対象検査 | それぞれの受診票（助成券）に記載されている検査のみ | | | |
| 申請場所 | 矢本保健相談センター（健康推進課） | | ※申請に来所される際には、事前に来所日時をご連絡ください。 | |
| その他 | 各助成申請書は、矢本保健相談センターにあります。母子手帳交付時に渡された方で、ご記入に不明な点がある場合は、未記入でご持参ください。 | | | |